

平成 28 年 3 月 3 日 開会

平成 28 年 3 月 18 日 閉会

(定例第 1 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第6号

平成28年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年1月29日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成28年3月3日 午前9時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	景 山 重 信
松 本 二三子	加 藤 修
三 島 尋 子	江 田 加 代
山 路 有	井 藤 稔
松 田 悦 郎	橋 井 満 義

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第1日)

平成28年3月3日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月3日 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第6 報告第2号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第7 議案第8号 日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例について
- 日程第8 議案第9号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第9 議案第10号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回)について
- 日程第16 議案第17号 平成27年鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第17 議案第18号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1回) について

- 日程第 18 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回) について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算 について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につい て
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につい て
- 日程第 23 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 24 議案第 25 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 25 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約 を変更する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 議案第 8 号 日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につ いて
- 日程第 9 議案第 10 号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を 改正する条例について

- 日程第 12 議案第 13 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 15 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 27 年鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 24 議案第 25 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 25 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について

出席議員（10 名）

1 番 河 中 博 子

2 番 景 山 重 信

3 番 松 本 二三子

4 番 加 藤 修

5 番 三 島 尋 子

6 番 江 田 加 代

7番 山路 有
9番 松田 悦郎

8番 井藤 稔
10番 橋井 満義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小原 義人 書記 森下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高森 彰
住民課長 清水 香代子 福祉保健課長 高田 直人
建設産業課長 松嶋 宏幸 教育長 山西 敏夫
教育課長 松尾 達志 会計管理者 前田 昇

午前9時00分 開会

○議長（橋井 満義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましては、平成28年度予算をはじめいずれも、重要な議案でございますので、各議員ともども慎重審議よろしくお願いを申し上げまして、開会をいたしたいと思っております。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、6番江田加代議員、7番山路有議員を指名をいたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 3 月 18 日までの 16 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 18 日までの 16 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので報告をいたします。なお、会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

12 月定例会において採択となりました、名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書他 1 件につきましては、12 月 22 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

12 月定例会において可決をされましたヘイトスピーチに対する早急な対策を求める意見書他 1 件につきましては、12 月 22 日付で関係方面に提出をいたしました。

12 月定例会から本日までの行事報告については、お手元に配布のとおりであります。以上、諸般の報告を終わります。

日程第 4 村長施政方針説明

○議長（橋井 満義君） つづいて日程第 4、村長施政方針説明を行います。

はい、村長。

○村長（石 操君） 本日、ここに平成 28 年第 1 回日吉津村議会定例会が開催されるにあたりまして、所信の一端を申し述べますとともに、現在の本村を取り巻く状況をはじめ、平成 28 年度に向けた取り組み等について申し上げます。

平成 28 年度の政府予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向け、「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」に直結する子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進め、そして、地方創生の本格展開を図ることが一つのポイントとなっております。

国と地方の長期債務残高を見ますと、平成 27 年度末で、国は 837 兆円、地方が 199 兆円となる見込みで、対 GDP 比率で申しますと 205 パーセントとなる予定であります。平成 10 年度末と比べて約 2 倍に膨れ上がっておるという状況であります。このような状況を踏まえ、財政の健全化を進めるために、国の予算では一般歳出の伸びを経済・財政再生計画の目安に沿って抑制されております。一方、歳入においては、前年度比 34.4 兆円であった国債の発行額については、対前年度比で約 2.4 兆円の抑制がされております。公債金の依存率は 35.6 パーセントと、前年度の 38.3 パーセントと比べて 2.7 パーセントダウンし、リーマンショック以前の水準まで回復したと言われております。予算フレームを見ても、税収は約 3 兆円増の 57.6 兆円となっており、公債金頼りの予算編成から脱却しようとする意図が見られるところであります。

地方への財政支出については、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせながら、国庫金の交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成 30 年度までは平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを、経済財政運営と改革の基本方針で示されておりますので、地方はまずひとまず安心だというところでもありますけれども、地方財政計画に基づく地方財政への支出に関しては、地方税収が増額となる見込みであることから、0.2 兆円の別枠加算を廃止し、地方交付税等については減額となっておりますけれども、地方の一般財源の総額は確保できるレベルとなっております。

従来、別枠加算が 1 兆円でありましたので、今回はゼロになるということですので、その辺ではやっぱりひとつの厳しさはあるのかなあというふうに思っております。

ちなみに、地方財政の歳入については、地方税・地方譲与税等については 1 兆円の増として見込み、地方交付税を 0.1 兆円、また、臨時財政対策債を抑制して 0.7 兆円をそれぞれ減額がされておるものであります。

その他、地方創生関連では、地方創生推進交付金として新型交付金を創設し、先駆的な取り組

みを支援していくこととされておるところでございます、以上が国の新年度予算の特徴であるかというふうに思います。

地方経済については、山陰地方の経済誌による当地の経済状況をみますと、全体として生産活動に足踏み感はあるものの、設備投資に前向きの動きが出ており、個人消費の一部では持ち直しの動きもみられ、雇用情勢が改善傾向にあるなど、基調としては緩やかに持ち直しているとされております。とくに設備投資に関しましては、製造業、非製造業ともに前年度を上回る計画とされておまして、日銀の短観では12月調査の全産業設備投資額は、2014年度実績対前年度比7.4パーセント増、2015年度計画同25.6パーセント増という結果が出ておまして、あわせて雇用情勢も緩やかに改善されているようであります。ただし、公共投資は総じて弱い動きになっておりますし、個人消費についても一部では持ち直す動きも見られるものの、動きとしては低調のようであります。

全体的には、個人消費の持ち直しの動きが徐々に広がる中で、生産は低調であるものの少しずつ上方に推移しておまして、雇用情勢の改善傾向も引き続いて見込まれることなどから、緩やかな持ち直しの動きが続くものと予想されております。

本村の状況で、法人村民税のうち法人税割の推移をみますと、平成17年度に約8,950万円という実績がございましたが、本年度は、その額に次ぐくらいの状況でございます。人件費をはじめとするコスト管理などの、企業内努力も当然なされていることとは思いますけれども、いずれにせよ、本村の法人の状況は徐々に上向きにあるものと推察いたしております。

イオン日吉津ショッピングセンターの駐車場の増設が進められました。国道431号及び周辺道路の渋滞対策・イオン駐車場不足対策として、イオン東館の北側に全体計画3ヘクタール、1,100台分を予定しておられるわけでありまして、その内、契約が成立した約2ヘクタール、740台分については、昨年9月に完成をみております。このことによって、更に賑わいを見せておまして、国道431号線沿の今後の活性化にも期待をしております。また、王子製紙をはじめ関連会社も順調のようで、新ラインも増設されまして米子工場を代表する設備ともなりました。この設備にかかる固定資産税の2分の1相当額を、今年度も補助金として支援することとしていきます。

国は、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方を活性化させることを目的に地方創生を掲げ、地方の特色を生かした施策を支援する方針を出しました。これを受け、本村では昨年10月7日に日吉津村地方創生本部を立ち上げ、職員プロジェクトチームでたたき台を作成し、産・官・学・

金・労・言それぞれの分野から、また村民の皆様も交えて検討を重ね、村の総合戦略を策定しました。地方創生の基本理念であるまち・ひと・しごと創生に向け、新年度も引き続いて事業を実施していくと伴に、課題に即した事業の検討や見直しを進めてまいりる方向であります。

昨年の5月31日にオープンしたヴィレステひえづにつきましては、コミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3つの機能を持ち合わせ、事業を展開してまいりました。今年度は、ふれあいフェスタをヴィレステひえづで開催しましたし、その他にも年間を通じて、出会いストリートを使い、また、図書館ではテーマを設けた展示を行なったりもしてまいりました。また、今年度は、各種健診もヴィレステを会場に実施をしたところでありすけれども、初めての会場での開催でございましたので、慣れない点もあったようでございまして、反省点を踏まえ、来年度に向け実施方法等についてあらためて検討してまいりる方向であります。

地方創生の総合戦略におきましても、ヴィレステひえづは村づくりの拠点として位置付けておりまして、楽しく集える癒しと学びの場としての役割を更に充実してまいりたいというふうに考えます。

平成32年度までの計画を盛り込みました第6次総合計画については、28年度が後期計画のスタートとなりますので、27年度で村民の皆様のお意見をちょうだいしたものを、それぞれの分野の実施計画に反映し、計画に沿った事業を進めてまいりたいというふうに思います。

自治基本条例を推進するため、自治基本条例推進委員会を設置して、自治基本条例の推進に努めているところでございますが、推進会では自主的な勉強会を開かれたり、小学校6年生を対象に自治基本条例説明会を開催するなど活発な活動をしていただいているところです。今後も委員会やむらづくり講座等の開催状況について、村報、ホームページ、ひえづチャンネル等を活用し積極的に情報提供を進め、参画と協働の観点から自治の推進に努めてまいります。

コミュニティ計画づくりについて、自治会に提案させていただき、各自治会におけるコミュニティ活動支援事業を行っております。これを使って、各自治会で独自の地域活動が行われているところであります。いずれも自治会によって企画、立案、実施され、それぞれの地域の力を感じる活動が行われ、住みよい地域づくりは確実に前進していると感じているところであります。防犯・防災をはじめ、環境や福祉、教育などの生活に密着した地域力こそ、日吉津村全体を豊かにする力であります。

こうした地域の取り組みに対し、随時行政として情報提供を行い、引き続きそれぞれの地域力を生かせるコミュニティ作りを支援してまいりる考えであります。

自治基本条例にも謳っておりますとおり、情報の提供、情報の共有を進めることは、参画と協働の村づくりを進めていく上で基本となるものであります。

村の各種施策の決定について、パブリックコメントの実施要綱及び公聴活動実施要綱を制定し、村民の皆さんの御意見を積極的に把握し、村政に反映するシステムづくりをしてきたところであります。さまざまな情報を周知する際には、村報やホームページ、あるいはひえづ 113 チャンネルといった視覚でお知らせするものや、防災無線といった聴覚で呼びかける手法などを活用し情報提供に努めてまいります。

また、例年、各自治会ごとに行政懇談会を開催し、その必要に応じて随時、課題ごとの住民説明会を開催するなど、村民の皆様と対話できる行政運営に努めているところでありますけれども、その他、各委員会・審議会委員についても公募するなど多くの村民の皆さんからもご意見をいただくよう取り組んでおります。今後も積極的に情報提供を行うとともに村民の皆さまとの対話に努めてまいります。

国道 431 号沿道については、良好なまちづくりを推進するために、村民の参画で策定した土地利用計画及び本村都市計画マスタープランに将来の方向性を盛り込んでおるところであります。この土地利用計画の実現に向けて、都市計画の上位計画である境港都市計画区域マスタープランの見直しが昨年 3 月に完了しました。今後は、県等と協議を重ね、地区計画を導入し、商業、居住、営農環境など良好な村づくりを進めてまいります。

なお、開発事業者が、富吉地域で地区計画による開発の取り組みがはじまったというふうに伺っておるところでありますので、このマスタープランの米子境港マスタープランの見直しの完成によって、国道 431 号線の沿線は 1 つの一定の開発のかたちが出来上がったということになるかと思えます。

農業従事者の高齢化やそれに伴う荒廃農地の増加など、我が国の農業が危機的な状況にある中、現政権が進める農業政策におきましては、農林水産業の成長産業化を図るための産業政策と美しく活力ある農山漁村をつくるための地域政策を車の両輪とした攻めの農林水産業を展開し、農業・農村全体の所得倍増を目指すとされておるところでございます。TPP につきましては、今年 2 月に、協定への署名が行われました。アメリカの大統領選挙等の要素が絡み、実際にいつ発効するかは、予断を許さないところでありますけれども、農業における合意内容については米が従来の国家貿易制度が維持をされたわけでありまして、国別輸入額が設定されましたので、備蓄米の運営方法の見直し等によって国産米の影響をくい止めようとしておられるところであります。

ます。

さて、農業における合意内容ですが、米は、従来の国家貿易制度が維持されたものの、国別輸入枠が設定され、備蓄米の運営方法の見直し等により、国産米の影響を食い止めようとしています。野菜、果樹等につきましては、輸入割合が低いうえ、関税も低率であることから、本村への影響は少ないと思われます。一方、国の新しい農業・農村政策の農地中間管理事業につきましては、引き続き、農地中間管理機構や農業委員会と連携し、地域ぐるみでの話し合いに基づいた農地集積・集約化が図れるよう取組みを進めていきたいと考えております。

また、農地、農道、水路の維持管理に対して交付される多面的機能支払につきましては、実行組合等に対して働きかけを行う中で、昨年 4 月に 16 号用水路沿線関係者による富吉地域資源保全会という活動組織が立ち上がり、約 17ヘクタールの農地を対象に活動を開始されております。今後は、活動範囲及び活動内容を拡大していきたい意向もございますので、引き続き、活動組織に対して必要な支援を行いながら、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮による構造改革を後押ししていく考えであります。

稲作が中心の本村では、直接支払交付金の段階的廃止や米価の下落により、経営に不安を感じておられる農家の方も多と思いますけれども、生産調整については再来年の 30 年産以降の自主的な経営判断に委ねられることを踏まえて、飼料用米等への転換が必要であると感じており、地域農業再生協議会を主体に、議論・検討を行ってまいります。

また、地域農業を持続可能なものとするには、担い手の育成・確保が急務となっておりますけれども、農業を始められる青年等が増えてまいりましたので、営農定着を支援していくとともに、新たな担い手の確保等に向け、取組みを進めてまいります。

なお、白ねぎ、ブロッコリー栽培等で若手就農者の方がおられますけれども、情報交換の場としての仲間作り、また指導的立場でございます村内の先輩農業者との意見交換をし、互いの理解を深め農業の活性化を図るため、昨年 12 月に、担い手育成機構、県、JA 西部と協力し、村内で働かれる新規就農者 8 名の方と語る会を開催したところであります。いずれにしましても、新しい農業・農村政策への対応や新規就農者を含めた多様な担い手の確保・育成など、本村の農業を持続可能なものとする取り組みにつきましては、地域農業再生協議会などの関係機関と連携し、農家の皆さんとの合意形成を十分に図りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

昨年 8 月頃、国では子育てや介護など複数の相談にワンストップで応じられるよう、社会福祉

士などの相談員を配置したうえで相談窓口を一本化する方針が出されたところでもあります。しかし、本村では生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、子育てなど相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、子どもからお年寄りまでさまざまな福祉相談に対応できるよう、福祉保健課に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」などを設置し、すでに相談窓口の一体的な取り組みを行っているところでもあります。また、ヴィレステひえづには健康相談健診センターに保健師を配置し、土日の健康相談等にも対応しているところでもあります。平成 22 年度からスタートしましたいわゆる県から事務移管を受けたわけでありすけれども、その福祉事務所も 7 年目を迎え、生活保護については、新規支給開始は 2 世帯、廃止は自立を含め 3 世帯でありまして、現在、7 世帯 9 名とほぼ横ばい状態にあります。

生活困窮相談支援については、相談員を兼務する主任相談員 1 名、県委託の就労支援専門員 1 名を配置し実施しています。生活相談件数は、福祉資金借入 3 件、就労支援 4 件、計 7 件ありまして、そのうち 2 件が生活保護の相談となりました。

また、ひとり親世帯については、平成 27 年度当初は 37 世帯でありましたが、現在では、2 世帯減の 35 世帯となっています。今後も母子父子自立支援員が中心となり、個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。この他にも、DV や児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く問題など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努めて、地域福祉の中核としての役割を果たす所存でございます。あわせて、昨年引き続き、国の方針のもと低所得者への消費税引き上げの影響を緩和するため、臨時福祉給付金 3,000 円を給付することとし、さらに、一億総活躍社会の実現に向けた低所得者への支援のため、臨時福祉給付金の対象者のうち、年金受給をしている方に 30,000 円を給付します。対象者の方には、できるかぎり簡素な手続きで給付できるよう努めてまいりたいと思います。

本村の人口は増加傾向にあるわけでありすけれども、合計特殊出生率も県内では常に上位にあるところではありますが、高齢化率については、2 月 1 日現在で 26.9 パーセントと県下でも低く、郡内の他の自治体とは異なる年齢構成や経済状況にあるといえます。現在、ひえづ版ネウボラを目指し、福祉保健課内に設置した子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」において、母子保健コーディネーターを中心に、妊娠期から就学までの支援計画にあわせた子育てプランを提供するとともに、産前・産後サポート事業など妊娠から子育てまでの切れ目ない子育て支援を行っておるところであります。今年度は、デイサービス等の産後ケア事業、育児パッケージとして育児に必要な物品提供など妊娠・出産包括支援事業の更なる充実を図ってまいります。

保育につきましては、平成 27 年 4 月に子ども子育て新制度がスタートし、同時に 0～2 歳児を対象とした小規模保育所 2 ヶ所が新設され、保育の量の拡充や地域子ども子育て支援事業を盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を推進しながら、保育の充実を図っているところです。併せて、保育料についても第 3 子無償化を継続するとともに、国と県の保育料軽減制度の拡充に合わせて、所得制限はあるものの新たに第 2 子無償化を実施する予定としており、低所得者世帯のさらなる負担軽減を図ります。現在、小規模保育施設 2 ヶ所で 28 名、日吉津保育所で 123 名、合わせて 151 名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と日吉津の保育所を連携施設として園内外での活動や行事等での連携を深めているところです。今後も、総合戦略に掲げた待機児童ゼロを継続し、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した小学校との共通献立を盛込むなど、小規模保育所も含め、子どもの元気なからだづくりも進めてまいります。年長児の小学校体験入学や交流会等の機会を積極的に設け、引き続き小学校との交流や家庭ふれあい読書の日による家庭読書の推進などにも取り組んでまいります。

また、特定不妊治療の拡充や、妊婦健診、未熟児養育医療など、引き続き一部公費負担を実施し、安心して出産ができる環境を整えてまいりたいと考えております。予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成など子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き広報等による周知徹底を図りながら予防接種の充実に努めてまいります。この他、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、児童館の運営など関連施設においても子育て支援施策の充実を図ってまいりましたが、引き続き、子育て支援アドバイザーの助言をいただきながら、関係機関の連携・融合を図るとともに、更なる充実を目指してまいります。

後期高齢者医療保険については、疾病の早期発見、早期治療の観点から、引き続き、80 歳までの被保険者で希望される方を対象に、医療機関での人間ドックの受診を実施するとともに、重複頻回受診者に対し訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めます。さらに、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔機能や歯科健診の普及啓発を行うなど、新たに後期高齢者健口、健こうのこうは口であります。健口機能向上支援モデル事業、を実施をしてまいります。

介護保険事業のうち平成 28 年 4 月から実施します新総合事業については、南部箕蚊屋広域連合では予防給付のうち訪問介護、通所介護の現行相当サービスなどを実施し、本村では現行の介護予防・地域支援事業で行っております転倒骨折予防と認知症予防を移行し実施するとともに、総合事業と併せて既存の介護予防事業も継続して実施することといたしております。この他の介

介護保険事業については、広域連合を中心に第6期介護保険事業計画に基づいて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくりでございます地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。本村でもこの計画にあわせ、高齢者健康福祉計画の推進を図っているところでございまして、今後も適切な介護サービスの提供や情報提供に努めるとともに、事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

また、地域包括ケアシステムの構築の取り組みの一つとして、現在、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催し、多職種による個別の支援検討を通して、地域課題の把握及び関係機関とのネットワークづくりを進めております。今後は、地域住民やボランティア、自治会、社会福祉協議会などと協同しながら、住民が主体的に参加し、自らが担い手となるような生活支援・介護予防サービスを創出できるよう基盤整備に努めてまいります。

なお、広域連合に配置されております認知症地域支援推進員の協力を得ながら、医療機関や介護保険事業者、認知症の人と家族の会などと連携を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行い、総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めてまいります。

障がい者支援については、第4期障がい者福祉計画に基づいて、障がいのある方に対し、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進めて、各関係機関と連携しながら障がい者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指して総合的な支援に努めてまいります。また、相談支援事業をはじめ、タクシーチケットの交付等村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところであります。今後は、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されますので、村民の方に障がい福祉制度について知っていただき、そして活用していただくために、広報ひえづや3チャンネルはもちろん、家族会などの各種団体の研修会などの場をお借りして制度の周知に努めてまいります。

平成26年度の速報値の国民健康保険税の全国平均収納率は、平成25年度と比べ微増しております。0.53パーセントであります。全国的に収納率が下がる傾向にある中、本村も平成26年度の決算において、一般会計からの繰入れが県内町村でも4番目に高い状態となっております。平成27年度も新規の入院件数が増加するなど医療費の増加が見込まれておりまして、約4,700万円の繰入れを行う予定であります。この状況において、適正な被保険者負担と財源確保の観点から、税率に関しては、医療給付分の均等割のみ据え置いて他をすべて引き上げることにより、全体で約5パーセントの増額を見込む提案をさせていただきましたので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

本村は、医療を受けやすい環境にあると思っておりますが、医療費が比較的高くなるという傾向は否定できないところでありまして、引き続き、国民健康保険の被保険者に対して多受診や重複受診についての啓発はもちろん、ジェネリック医薬品を推奨するなど、医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに思います。平成 26 年度本村の特定健診の受診率は 46.7 パーセント、特定保健指導の実施率は 59.1 パーセントで、特定健診は設定目標とした 65 パーセントにとどいておりませんが、鳥取県平均を上回り、過去 5 年間を見ましても常に県内上位 3 位以内にあるという結果になっております。

このことを踏まえ、ヴィレステひえづ内の健康相談健診センターで、特定健診・がん検診の実施や健康相談を常時受け付けておるところであります。平成 27 年 7 月にはがん検診、特定健診等の受診率向上、本村の健康課題の解明・効果的な事業の実施等を目的に、全国健康保険協会と提携したところであり、9 月に行いました特定健診とがん検診の同時実施の際には、オプション健診を実施し受診率向上に努めたところあります。

平成 28 年度は、総合戦略に掲げました健康寿命の延伸に取り組むため、福祉保健課内に立ち上げた健康寿命延伸プロジェクトに、福祉保健局や国保連合会、協会けんぽの協力を得て、健診結果や医療費、介護給付の状況などの分析を行い、本村における効果的な保健事業の展開に向け、データヘルス計画を策定してまいります。また、新たにヴィレステや 2 自治会をモデル地区として、まちの保健室事業を展開し、健康的な生活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを相談できる場などを提供するとともに、成人期以降の方を対象に歯周疾患健診を実施し、歯周病の予防に努めてまいります。

男女共同参画は、女性も男性も子どもも高齢者も全ての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮するため、子育てや介護、地域活動、さらには企業などの経済活動まで、あらゆる分野に共通するテーマとして、課題解決が重要視されておりますけれども、本村では、第 2 次日吉津村男女共同参画計画に基づいて、村民への啓発活動や支援、村の各種委員会への女性の登用などを図ってきましたが、依然としてさまざまな課題があるところであります。村民の幸せに向け、楽しい子育てやコミュニティ活動、働きやすい職場づくりにつながるよう、妊娠出産や子育て、介護、さらには住民の健康や雇用に対する支援、また、セクシャルハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの推進、イクボスへの取組みなど、さまざまな啓発・広報活動を実施し、男女共同参画の推進に一層努めてまいりたいと考えております。

近年は、局地的な災害が多発しておりますが、自助・共助の活動により多くの人の生命・財産が守られています。このことから、防災とコミュニティは密接な関係があるといえます。そのため、特に近年は各自治会において、それぞれで工夫を凝らした防災に関する取り組みが実践されています。あらためて各自治会での取り組みに感謝申し上げる次第であります。生命と財産を守るということは、人権を守るという視点にもつながるわけですので、地域コミュニティを通じて、普段からのつながりを持つことは地域を支え豊かにするものであります。新年度も、安心して住みやすい地域を目指し、地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいと思っております。

また、昨年はイオンモール日吉津を主会場として鳥取県防災フェスタが開催をされております。あわせて日吉津村の防災訓練も同時開催いたしました。更に 12 月には、解体される中央公民館を倒壊家屋と想定し、村消防団、西部広域消防局、米子警察署、陸・空自衛隊が合同で救助訓練を行い、実災害にそった有意義な救助訓練を実施することができました。本年も実際の災害に対応できるような、内容の濃い訓練を実施したいと考えているところでありますので、自治会を中心とした各種団体の皆様にはご協力をお願いするところでございます。

1 月末には久しぶりに寒波が襲来し、水道管の破裂などの被害が多発したため、水道局は水圧を下げざるなどの措置をとられまして、米子市水道局の給水区域である、米子市、境港市、日吉津村の全域に多大な被害が発生したところであります。本村は、即座にペットボトル、いわゆる災害備蓄のペットボトルを手配し、また、イオン日吉津店からは、お持ちの地下水を提供いただくなどして、飲料水を確保に努めたところであります。逐次、状況について防災無線やひえづ 113 チャンネルで周知に努めたところであります。節水に御協力を得て 1 週間後にはほぼ復旧しましたが、本村においては、自治会に御世話になり、また、関係機関との連携を図りながら逐次、周知に努めたことが功を奏し、村民の皆様からの水道局への問い合わせは、比較的少なかったと伺っているところであります。今後、このようなことがあってはなりませんけれども、ゼロではございませんので情報提供の大切さを感じ教訓となったところであります。

その他、災害に関する各種計画に関しましては、西部町村共同で災害の種別を問わない統一した避難所運営マニュアルや避難計画を作成し運用する計画をいたしております。これによりまして、広域的な避難や避難受入をスムーズに実施することができると考えております。防災計画の見直しにつきましては、地震、洪水は勿論のこと、津波や原発事故を想定した対応も大きな課題となっております。国の災害対策基本法や県の防災計画との整合性も図りながら、随時修正してまいりたいと思っております。

にぎわいを増し、車の往来や通過交通が増大する本村において、交通安全対策は大きな課題であります。例年、自治会からの要望も多岐にわたっており、道路の安全対策や交通指導などに取り組んでおります。特に年4回の交通安全運動期間においては、交通安全指導員や交通安全協会、老人クラブや保護者の皆様のご協力をいただきながら、朝の街頭指導や広報活動を行っております。しかし、県内では交通死亡事故が連続して発生し、平成27年度は交通死亡事故多発警報が、5回発令されました。夕方、夜間や早朝の暗い時刻に、交通事故の発生が多いため反射材の活用の推進や、早い時間からの自動車ライト点灯などの啓発を、更に進めてまいる考えでおります。

高齢者の安全対策では、交通安全体験車による啓発を昨年も実施しておりますし、子どもの安全対策では、貸し出し用のチャイルドシートの購入や、園児にも分かりやすい交通安全教室、自転車教室などの開催を通じて、引き続き保護者のみなさんとも連携しながら、交通安全意識の向上を図ってまいります。なお、村道役場線と2号線交差点の安全対策につきましては、本年1月に更なる注意喚起のため、交差点内部分をカラー舗装をしたところであります。今後は、信号機の設置も含め、安全対策の向上に向けて調査し検討してまいる考えでおります。

下水道使用料については、10パーセント減額措置を平成21年度から7ヵ年講じてまいりましたが、依然として村民生活が引き続き厳しさもあるということから、平成28年度も減額措置を継続いたします。下水道施設につきましては、昭和61年の供用開始から29年経過し、処理場の機械設備等が老朽化しておったわけでありまして、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年にわたり、長寿命化計画に基づき修繕を行ったところであります。下水道管路工事をまあ終わっておるということでございませけれども、30年おりますので、各家庭の下水排水に直接影響いたします公共汚水柵のいわゆる宅内柵の調査を行ってまいります。

数年前より、オレオレ詐欺や送り付け商法などいわゆる特殊詐欺が頻発しておりまして、本村でもその危険性は高まっております。そこで、この消費者相談の充実を図るため平成25年から、県下全域の消費者問題に対処しているNPO法人、コンシューマズサポート鳥取に委託して、毎月第3火曜日に、専門相談員を派遣いただいております。次々と新手法の詐欺が横行する中で、村民の皆さんの不安も増しておりますが、相談員の働きによって被害を防止したり、具体的に解決に至った例もあります。相談員には、個別相談のかたわら、いろいろな場面でミニ講義や座談会を実施いただいております。新年度も自治会や老人クラブのご協力をいただきながら、村民のみなさんの安心安全なくらしの支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

本村は、市街地近郊に位置しながらも日野川や日本海をはじめとした自然環境を身近に感じら

れる、恵まれたところだと思っています。かつて、我々が子どもの頃には、日野川で自由に遊んだものでありますけれども、現在の子どもたちは、スポーツやレクリエーション、体験学習などを通じて、日野川の自然に触れる機会を設けることが、その成長にとって貴重なことだと感じております。

日野川河川敷では、チューリップマラソンの開催や、ウォーキングコースなどの活用を通じて、村民の交流や健康増進を図る施設として、引き続きグラウンド・水辺の楽校の適正な維持管理に努めてまいります。

日野川土手の桜堤につきましては、これまで村内に花見の出来る公園がなかったわけでございまして、平成5年頃より王子製紙株式会社と日吉津村議会及び村職員の3者が一緒に苗木の植樹や剪定、草刈、肥料まき等を行い管理してまいりました。桜の木も生長してきましたことから、一昨年、国土交通省日野川河川事務所、王子製紙株式会社のご協力をいただき、日野川土手からの進入路、駐車場の設置等、桜堤の環境整備及び、併せて村道旧国道線の日吉津下口新田から北側に向かってのアクセス道路のアスファルトの舗装等を行い、また利便性を高めるために、昨年ベンチ4期を設置しました。なお、桜の開花時期には、駐車場に仮設トイレを設置し、花見が楽しめるようにしますので、是非多くの皆様にご利用いただき憩いの場所として楽しんでいただきたいと思います。

また、海岸部の松林においては、昨年3月に約20名のボランティアのご協力をいただいて、海浜運動公園芝生広場北側を中心に、松くい虫対抗性黒松を約1200本植樹をいたしました。おかげさまで枯れる松も少なく順調に成長いたしております。また、本年も今月26日午後1時半からボランティアの方々とクロマツの苗木の植樹を行って、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持、及び松くい虫による被害の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、多数の村民の皆さんにご参加をいただきますようお願いをするものであります。

私たちにとって、先人から受け継いできた、この恵まれた環境を次代に引き継ぐことが、大きな責務であります。そこで、本村では、23年3月、環境基本条例を制定したところであります。そして、翌24年度には日吉津村環境基本計画を策定し、スローガンを「人と地球の未来をつなぐ 夢育む村づくり」と決め、計画に定めた目標達成に向けて取組を進めております。また、6月5日を日吉津村「環境の日」と定めております。小学校での特別授業や村民実行委員会を中心としたキャンドルナイトなどを4年間実施し、定着を図ってまいりました。さらには、25年4月、ゴミのポイ捨て等禁止条例を施行し、26年4月からは勧告等に従わない場合への行政罰を科

すことも施行いたしました。ポイ捨てや犬のフンの放置など、迷惑行為はなくなっておりませんが、悪質な不法投棄の件数は相当減少しておるといふうに受け止めております。日常的に清掃活動をいただいているボランティアの皆さんにも感謝するものであります。

平成 21 年度より継続しております、住宅用太陽光発電については、現在までに 103 軒に対し助成を行なってまいりました。環境問題の克服はもちろんでありますけれども、今後のエネルギー対策の観点からも、本村における自然エネルギーの普及の中核として、28 年度もこの太陽光発電の普及事業を継続してまいりたいと考えております。

ガッツ日吉津っ子の愛称のもと、学社連携事業として学習や創作活動などの体験活動をカルチャー土曜塾として実施しています。5 年生全員を対象とした、4 泊 5 日のセカンドスクールは家族から離れて友達と集団生活を行うことにより、家族や友達との絆を再認識することに役立っていると思います。このような、さまざまな体験活動は、生きる力を育てることに大きな成果をあげておるといふうに思います。

また、人材育成交流事業を継続して、小学校 5、6 年生から選抜した児童を対象に、郷土の文化や歴史に基づき、自ら次代を担う村民の一員としての自覚を促すとともに自立の精神を養うことを目的とした、沖縄読谷村と伝統文化の体験や民泊など、人々との交流及び平和学習を継続して実施してまいります。先月、沖縄読谷村からの訪問を受け、ホームステイや学校歓迎会などの交流を行いました。

そして、全児童に具体的な目標を持たせることにより、自信や達成感を与え、日吉津小学校の卒業生としての誇りを持たせるため、卒業までに 100m 以上泳げるようになるを目標に水泳専門員による指導を継続してまいります。平成 27 年度の 6 年生の達成率は 96 パーセントでした。継続することにより達成度を上げ、100m を泳ぐことは当たり前が勉強するのも当たり前につながっていくことを期待しています。

中学生については、箕蚊屋中学校は米子市においても規模の大きな中学校として、運動面でも各競技に好成績をあげております。多感な年代の中学生であります。教職員の指導等によって落ち着いた雰囲気中学校生活を過ごしております。

中高生の夏休みのヴィレステひえづを利用した活動を設定し、中高生の交流や参画や推進をしてまいります。

社会体育におきましても、間もなく開催されますチューリップマラソンや、村民運動会、各種の球技大会などが開催されます。村民運動会は、村民による実行委員会主催により活発に開催さ

れています。本年も、箕蚊屋中学校区の各公民館の連携のもと同日開催を予定いたしております。中学生の部活を休みとすることで、地域の運動会へ中学生が参加しやすい環境ができ、中学生有志が大会スタッフとして活躍しています。今後も活躍を期待するところであります。また、スポーツ推進委員を中心に、ニュースポーツの教室等を実施します。

未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、今後の青少年育成の新しい動きとなって、次代に引き継ぐことを目指してまいります。

ヴィレステひえづの機能の一つとして、コミュニティセンターが従来の中央公民館の機能を担い、本村の生涯学習の拠点となります。社会教育の実践の場として、新講座の開設、グループ活動の活性化を行い、かがやき学級をはじめ、各種の教室や平和展、芸能大会などを引き続き開催するとともに、盆踊り大会や多彩な展示を行うふれあいフェスタなど、村民の皆さんの手作りのイベントの事務局としても、より一層その役割を果たしてまいります。

平成 25 年度から平成 27 年度までは行政体制の整備や体質の強化を図るため、第二次日吉津村行財政改革推進プランを策定し取り組みを進めてまいりました。本年は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の計画期間とした新たな行財政改革推進プランの策定を目指したいと考えます。この行財政改革推進プランにつきましては、行革課長会にて協議し、日吉津村行財政検討委員会においてもご意見等をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてまいります。第二次日吉津村行財政改革推進プランについては、歳入の確保、行政事務の効率化の推進、参画と協働の推進、情報の共有・公開の 4 つを柱に進めてまいりました。主な取り組みとして、ふるさと納税制度の記念品の工夫及び周知徹底、有効な土地活用の検討、広告収入及び太陽光発電設置等の検討、事務事業を見直し、継続・縮小・廃止等の検討、住民説明会の開催、予算・決算状況の公表を行ってまいりましたが、ふるさと納税制度などは、大きな伸びを見せましたし、有効な土地活用の検討については、地方創生という新たな視点から住宅用地を確保していく取り組みも行っています。このあたりのことを検証しながら、課題を整理をしたいというふうに考えます。

なお、村民の方と行政情報を共有するため、引き続き、村報、ホームページ、ひえづ 113 チャンネル等を活用し、積極的に情報提供に努めているところであります。今後も村民の皆さんとともに参画と協働による村づくりを進め、日吉津村が自主的・自立的な行政運営を推進していくため、より一層の行政改革に取り組んでまいります。

うなばら荘につきましては、理事会や評議員会をはじめ議会や多くの村民の皆様から御意見を

頂戴し、改善を進めてきたところでございます。しかしながら、去る 2 月 16 日に食中毒を発生させてしまい、お客様には大変ご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りしまして心からお詫び申し上げます。経過の概要を申し上げますと、2 月 16 日の昼に、松江市から 29 名、米子市から 7 名、大山町から 8 名、南部町から 47 名の御利用がございましたが、松江から御利用いただいた 29 名のうち、13 名の方が嘔吐と下痢の症状がありました。翌 17 日には鳥取県生活環境局が調理室、客室等を立ち入り検査するとともに、併せて、職員の便検査も行いましたが、施設と職員から細菌は出ませんでした。

その後、松江保健所からの連絡で、100 分の 2 ミリ程度の大きさのクドアという寄生虫に似たものが検出されたとのことで、2 月 18 日、一日の営業停止となりました。この寄生虫は、他の寄生虫と違いまして、調理をする中で発見することは困難とのことで、今後は、利用する食材の見直しをしなければならないというふうにご検討しておりますが、松江市以外の他の 3 団体からは下痢・嘔吐の食中毒の症状は出なかったということでもあります。いずれにしましても、御利用いただいたお客様はもちろんのこと、うなばら荘に対して御支援いただいている皆様方に御迷惑をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。再発防止は勿論ですが、あらためて職員が一丸となって奮起してまいらなければならないと考えているところであります。

経営については、厳しい状況から脱しておりませんが、27 年度も黒字への転換は困難な状況にあります。うなばら荘は平成 26 年に立替えという全面リニューアルをしております、22 年が経過しておりますが、西部広域行政管理局は、平成 28 年度と 29 年度の 2 カ年に分けて、浴室や内装などの改修が行われる予定であります。これを機に、更に奮起してまいりたいと考えますので、村民の皆様にとっての拠り所として、引き続きの御支援と、併せて御指導、御助言を賜りますようお願いするところでございます。

国が示す地方財政計画は、地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼします。近年の地方財政計画の歳出を見ますと、高齢化の進行などにより、社会保障費が増加する一方で、行財政改革などが進められていることから、給与関係費や投資的経費が減少しており、全体としては総額では確保、30 年度まで確保するというところでありますけれども、中身は抑制傾向にあるということでごさいます、地方全体の一般財源を見ますと、平成 18 年度に行われた三位一体改革により、国税から地方税への税源移譲がなされたものの、平成 20 年に起きたリーマンショックが、25 年度あたりまで後を引いております。

しかしながら、26 年度からは脱却して微増してきており、地方にとっては明るい材料となっております。

おりますけれども、人口が減少し、労働力が県外へ流出する現状にある本県などは、都市部を有する他の都府県とは開きがあるということを認識しておかなければなりません。また、その他にも地方行政の根幹を揺るがす問題については、引き続き注視してまいらなければならないと考えておまして、常に情報を先取りして村の行政運営に努めてまいる所存であります。

本村の財政状況は、平成 26 年度の財政健全化判断比率をみましても、実質公債費比率 7.1 パーセント将来負担比率 38.5 パーセントと、依然として県内では上位の水準を保っております。昨年の 5 月には念願のヴィレステひえづがオープンしましたし、地方創生の柱でもあります、子育て支援や移住・定住に向けた取り組みも進めております。また、歳入面でもみましても、固定資産税は微減、わずかずつ減る傾向が見られるものの、個人村民税は生産年齢人口の増加から少しずつ伸びております。法人村民税についても、景気の上向きなどにより伸びてきているところであります。他の団体と比べ、高い水準での財政運営が保てるものと考えておりますので、議会並びに村民の皆さんにおかれましては、特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。以上、平成 28 年 第 1 回日吉津村議会定例会の開催にあたっての、施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で村長施政方針説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を 10 時 20 分に再開をいたします。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引続き会議を行います。

日程第 5 報告第 1 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、報告第 1 号行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。

行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 報告第 1 号、日吉津村議会議長橋井満義様。行財政・議会改革調査特別委員会委員長江田加代です。

各部長さんから提出していただきました調査報告書をもとにして、わたしの私見を加え報告いたします。

現在、行財政調査部会と議会改革調査部会の2つの部会に分かれ調査研究を進めています。行財政部会は、松田悦郎議員を部長に選び、景山、松本、加藤、山路議員の5名のメンバーで、ヴィンステヒえづの施設長、職員との意見交換、うなばら荘の支配人との意見交換、役場総務課長から日吉津村の課題と地方創生総合戦略について説明を受け、行政サービスの質の向上、行政改革の検証調査を進めています。

昨年11月22日に開催した、第6回・議会と語ろうの中で参加された多くの方からうなばら荘についての意見をいただきました。その後部会で検討をし、うなばら荘を重点に置いた調査を続けています。7月24日うなばら荘へ出向き議員として村民からの声を伝え、施設利用者としての気づきや思いが出し合える意見交換の時間も設けています。

また、2月4日には日南町阿毘緑のゆきんこ村四季彩を視察いたしました。ゆきんこ村四季彩は、昨年新たな指定管理者に決まり、9月16日にリニューアルオープンをして好調とのことでした。地元出身の北村社長の町内の人は雇用しないなど職員体制に対する考え方や、つぎつぎと湧き出てくるアイデアなどに理念を感じました。そして社長自らがお客さんの送迎にあたり、車中でお客さんの声に耳を傾け、ニーズの把握に努力をされていることに感銘を受けました。うなばら荘にも取り入れられる内容ある充実した視察研修でした。これまでの調査内容の詳細については、部長さんから提出いただいた添付資料をご覧ください。

つぎに、議会改革調査部会の調査報告をします。議会改革調査部会は井藤稔議員を部長に選び、橋井、河中、三島、江田の5名のメンバーで調査を行っています。

部会の主な課題は、議会基本条例の策定であり、これまで10回部会を開催して条例の構成と基本部分について議論をしています。条例策定作業に先立ち、昨年8月先進地である境港市議会に出かけ中心メンバーから苦労話を交えながらの研修を受けました。その中で、みんなで作らんと本物にならん、条例を作ったら議会が変わったなあとならん、気が付いたら議会基本条例をつくることに一番抵抗していた議員がひっばってきたなどと、心温まる体験談を聞かせていただきました。わたしたちの部会でも当初、かた苦しいものでなく、村民との約束条約的なものが良いのではないのか、自分たちの頭で作ったという過程が大事等々、話し合いながら向かったものの、やさしい文章にまとめることはとても難しいことです。

現段階は定例化した部会で時間をかけ、具体的に条文を整理し、議員全員で検討を深めていた

だく、たたき台の作成に向けて作業進行中です。これまでの取組みの詳細と、今後の予定については添付書類をご覧ください。

以上、行財政・議会改革調査特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 以上で行財政・議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 6 報告第 2 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 6、報告第 2 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

加藤委員長。

○総務経済常任委員長（加藤 修君） 報告第 2 号、日吉津村議会議長橋井満義様。総務経済常任委員長加藤修。

委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

総務経済常任委員会閉会中の継続調査報告、平成 28 年 1 月 20 日 15 時より委員会室において総務経済常任委員 5 名、事務局長、総務課長ほか出席のうえ、平成 28 年 1 月 20 日現在の当初予算の概要の報告を受けました。平成 28 年度の主な事業の説明、地方創生加速化交付金の概要、ふるさと納税の現状の報告他であります。まとめといたしまして、平成 26 年度決算審査において、議会からの付帯意見を十分に生かした予算編成を要望したところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第 7 報告第 3 号 から 日程第 14 議案第 15 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 7 から日程第 14 まで条例に関する議案でありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 7 議案 8 号、日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例について、日程第 8、議案第 9 号日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第 9、議案第 10 号日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例につ

いて、日程第 11、議案第 12 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 13 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 14 号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 14、議案第 15 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上 8 件について一括議題としたいと思います。提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 8 号から議案第 15 号につきましてその提案理由を申し上げます。最初に議案第 8 号であります、これは日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例でございます。いじめ問題は、重大な社会問題となっているところでありますけれども、いじめの事態へ対処するとともに、発生を防止する体制を取ることが責務となっております。

いじめ防止対策推進法が施行されましたので、これに伴いまして、いじめ問題調査委員会を設置するために、本条例を設定するものであります。

つぎに、議案第 9 号であります、議案第 9 号は、日吉津村行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。行政不服審査法は昭和 37 年に制定されておりましたが、行政庁の処分やその他の公権力の行使に当たる行為の全部を改正した、新たな行政不服審査法が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

新たな法律においては、旧法における異議申し出を廃止されております。不服申し立ての種類を、原則として審査請求として一元化することに伴い、審査請求をすべき行政庁については、処分をした行政庁などに上級の行政庁がある場合には、最上級行政庁。ない場合には、当該行政が対応することとなっております。

このことに伴いまして、本村の 8 本の条例を一括して改正するものでございます。

つづいて、議案第 10 号日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例でございます。

現在、防災会議の委員は、指定地方行政機関の職員のうちから、村長が任命する者の他、それぞれの機関の方を任命しておりますが、鳥取県や他の団体との状況を鑑み、委員数を減らすものでございます。

具体的に申し上げますと、指定地方行政機関の職員のうちから、村長が任命する者を 3 人以内から 1 人へ、鳥取県の知事の部内の職員のうちから、村長が任命する者を 5 人以内から 2 人以内

へ、村長がその内部の職員のうちから指定する者を 5 人以内から 3 人以内へ、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、村長が任命する者を 7 人以内から若干人へ、それぞれ改正するものでございます。

防災会議は、行政機関をはじめとする各代表をメンバーに構成してまいりました。しかしながら、これまで全国で起きた災害を見ますと、発災後の避難所運営や支援体制には、女性の視点が大切だと考えるところでございます。現在、防災会議の委員、22 名中、女性委員は 2 名で 10 パーセントにも満たしておりませんが、今後、委員数を精査していく中で、関係機関からの代表については、女性の選出を依頼していかなければならないと考えております。

つぎに、議案第 11 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例の制定でございます。これまで、定員適正化計画により、本村の職員を 52 名の 1 割減である 47 名を目標として進めてまいりましたが、男女共同参画社会を進めるため、総数に対する女性職員の割合や管理職員の比率を上げる、といった視点が現在の主流となっております。このような状況にある中、本村では社会福祉士や保健師、保育士といった健康福祉関連業務の充実を図り村長部局の職員数を増やしているため、現在の状況に合わせて定数を変更するものであります。

つづいて、議案第 12 号は日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例であります。

非常勤職員及び臨時職員が、夏季休暇を取得できるようにし、育児休業については非常勤職員が育児休業を取得できる最大限の範囲まで拡充して、職員の心身の健康維持及び子育ての充実を図るものでございますし、これまで非常勤職員については夏季休暇を与えておりませんでしたので、7 月から 9 月までの間に 1 日を取得できるようにするものであります。以上の 2 点は国の制度に準じて行なうものでございます。

また、徴収員については月額報酬を時間給とした場合に、単価を 800 円から 850 円に引き上げ、月額で 68,000 円へと変更するものです。以上が議案第 12 号であります。

つぎに、議案第 13 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

平成 28 年度税制改正の一環として、国民健康保険税の負担の適正化のため、国民健康保険法施行令が一部改正されたことにより村条例の一部を改正するものでございます。改正点を申し上げますと、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、基礎課税額の限度額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 17 万円から 19 万円に引き上げるものでございます。

また、日吉津村国民健康保険事業における、医療給付費に対する適正な被保険者負担と財源確

保のために、周辺市町に比較して低率となっている所得割の税率を、100分の6.00から100分の6.20へ、資産割額を100分の13.28から15.00へ、平等割額を15,000円から17,000円へ、引き上げるものでございます。

その他、後期高齢支援金分の所得割額につきましては、100分の1.55から、100分の1.60へ、資産割額を100分の4.70から100分の5.00、均等割額を7,600円から8,000円、平等割額を5,400円から6,000円へ引き上げて改定を提案をするものであります。

また、介護納付金分の所得割額につきましては、100分の1.62から、100分の1.70、資産割額を100分の3.88から3.80へ多少下げるといふものであります。均等割額を8,200円から8,400円、平等割額を4,500円から4,800円へそれぞれ改定するものでございます。以上、議案第13号の説明でございます。

つづいて、議案第14号は、日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在、可燃ごみを指定日以外に出される場合には、直接、米子市クリーンセンターへ搬入していただいておりますが、平成28年4月1日からは直接搬入はできなくなります。指定日以外に出される場合は、指定された事業者にも頼まれても結構ですが、そうでない場合には、村の指定袋に入れて、役場に持ってきていただくこととなります。役場の中も指定した場所であります。

このことにもない、米子クリーンセンターへの直接搬入の方法や搬入手数料の徴収方法を改めるものであります。これが、議案第14号でございます。

議案第15号、日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございまして、平成21年度から公共下水道使用料につきましては、10パーセントを減額する措置を行ってまいりましたが、新年度も引き続いて減額措置を行ってまいるのでございます。

以上が、一括議題となりました議案第8号から議案第15号までの提案概要の説明でございますので、よろしくご審議ご承認を賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第15 議案第16号 から 日程第18 議案第19号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第15から日程第18までは補正予算関連でありますので、一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 15、議案第 16 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について、日程第 16、議案第 17 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 17、議案第 18 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 18、議案第 19 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）についての 4 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 16 号から議案第 19 号について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 16 号、平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 9 回)について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 2,940 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 7,964 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳入について主なものを説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。第 1 款村税、第 1 項村民税、第 2 目で個人分として 918 万 4,000 円を増額計上しております。当初、県民税の動向に合わせて予算計上しており、若干抑え気味に見込んでおりましたし、生産年齢の増加なども要因したことから、増額となりました。

つぎに、第 6 款地方消費税、第 1 項地方消費税交付金、第 1 目地方消費税交付金の 725 万 2,000 円を増額計上しております。地方消費税交付金につきましては、算定基準は小売年間販売額や人口、従業者数によりますが、本村にとって有利に作用したものと推察しております。

つぎに、第 11 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目民生費負担金の保育利用者負担金を 1,140 万 3,000 円減額しておりますが、これは、当初、所得階層を若干高めに見込んでいたことが要因となっております。

なお、9 ページ、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金を 2,402 万 1,000 円減額して調整させていただいております。

つづきまして、歳出について主なものを申し上げます。

11 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の負担金補助及び交付金で 383 万 9,000 円を減額しておりますが、これは、鳥取県西部広域行政管理組合の

負担金です。同款、同項、第5目企画費で負担金補助及び交付金として1800万円を計上しておりますが、うなばら福祉事業団に対する補助金であります。本年度は、2年分の消費税の支払いや、近年、抑制をいたしておりました職員の一時金を支払ったために、赤字が膨らんでいるように見えておりますけれども、今年度ここまで、単年度計算での粗利は、26年度より好転しているというふうに見込んでおります。

つぎに、12ページでありますけれども、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の繰出金で、1,895万9,000円を増額計上しておりますが、そのうち1,948万円が国保の特別会計への繰出し金でございます。

つぎに、13ページをご覧くださいますと、同款第2項、第2目児童措置費の負担金補助及び交付金で1,557万5,000円を減額しておりますけれども、これは、歳入でも申し上げましたとおり、所得階層を若干高めに見込んでいたことが要因でございます、減額をするものであります。

つぎに、15ページでありますけれども、第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費の負担金補助及び交付金で548万7,000円を減額しておりますが、これは、青年就農交付金が主な要因となっております。当初、4名を見込んでおりましたが、2名の実績となったことに伴うものでございます。

つぎに、20ページでありますけれども、第9款教育費、第4項社会教育費、第2目公民館費の工事請負費で692万1,000円を減額しておりますが、これは、中央公民館の解体工事の入札差額が出たことによるものでございます。その他、全般にわたりそれぞれ若干額の補正を計上しておりますが、これは、年度末までを見込んで精査したものでございます。

つぎに、議案第17号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について、提案理由を申し上げます。歳入歳出それぞれ1,410万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,045万6,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものを説明申し上げますと、5ページであります。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税を93万7,000円の減額であります。同款、同項、第2目退職被保険者等国民健康保険税を269万円の減額であります。

6ページに移りまして、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金を235万4,000円の減額。第7款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金を389万4,000円の増額でございます。同款、同項、第2目保険財政共同安定化事業交付金を186万3,000円の減額であります。

7 ページをご覧くださいますと、第 10 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金を 1, 948 万円の増額で計上し、以上が歳入の主なものとなっております。

つづいて歳出でありますけれども、8 ページをご覧くださいますと、第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、第 1 目一般被保険者療養給付費を 2, 230 万 1, 000 円の増額をいたしております。同款、同項、第 2 目 退職被保険者等療養給付費を 356 万 8, 000 円の増額でございます。

つぎに、9 ページをご覧くださいますと、第 6 款共同事業拠出金、第 1 項 共同事業拠出金、第 1 目高額医療費拠出金を 281 万 4, 000 円の減額であります。同款、同項、第 3 目保険財政共同安定化事業拠出金を 940 万 3, 000 円の減額であります。以上が歳出の主なものでございますけれども、給付費の増額が主な要因となって、一般会計からの繰入れで会計不足分を補っておるのであります。

つぎに、議案第 18 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)でございます。歳入歳出それぞれ 180 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 665 万 9, 000 円とするものであります。歳入については保険料の見込額と繰入金を、歳出については後期高齢者医療広域連合の確定額を計上させていただいております。

最後に、議案第 19 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)であります。歳入歳出それぞれ 131 万 1, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 023 万 5, 000 円とするものであります。補正の内容は、工事請負費が確定しましたので減額し、合せて一般会計からの繰入金を減額し、脱水処理車の修繕が必要となりましたので、構成町からの負担金と修繕費を計上するものでございます。

以上が一括議題となりました、議案第 16 号から第 19 号までの提案概要の説明でありますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 19 議案第 20 号 から 日程第 22 議案第 23 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 19 から日程第 22 まで、この 4 件については当初予算関連でありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 19、議案第 20 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 20 号、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西

伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 21、議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 22、議案第 23 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを一括議題としたいと思います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 20 号から議案第 23 号までは、当初予算でありますので、提案概要の説明を申し上げます。

まず議案第 20 号の平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の概要につきまして説明申し上げますと、歳入歳出それぞれ 23 億 2,625 万 8,000 円と定め、前年度と比較して 1 億 6,480 万 8,000 円の増額で、約 7.6 パーセントの増額としたところであります。

予算書の 8 ページであります。歳入について主なものを説明申し上げますと、村税につきましては、9 億 4,457 万円で前年度に比較し 1,879 万 3,000 円の増額であります。率で申し上げますと、約 2.0 パーセントの増となっております。地方消費税交付金については、6,955 万 3,000 円で 337 万 1,000 円減額を見込んでおります。地方交付税については、特別交付税の減額を見込んでいるものの、普通交付税は実績を勘案して全体で 3 億 5,000 万円、1,910 万円の増額としたところであります。また、その他の交付金等については、27 年度の実績を勘案して計上しております。分担金及び負担金につきましては、9,780 万 5,000 円で 2,214 万 9,000 円の減額となっておりますけれども、保育料の負担金の減が主な要因になっております。27 年度の実績を基に計上しております。国庫支出金は、1 億 7,103 万 5,000 円で 885 万 8,000 円の増額です。繰入金は 8,266 万 1,000 円で 763 万 3,000 円の増となっております。諸収入は 2,058 万円で 206 万 9,000 円の増額、村債は、3 億 4,010 万円で 6,100 万円の増額で計上させていただいております。

つぎに歳出について、新規事業を中心に主な事業を申し上げますと、事業概要書の 17 ページに詳しく説明をしておるようではありますが、用地管理として 2 億 5,571 万 7,000 円を計上しております。このうち、790 万円は日吉津物産用地の購入費で、28 年度が最終年度になります。また、2 億 4,410 万円は土地開発公社経営健全化計画の買い取り計画に基づく公有財産の購入費でございます。

つぎに 22 ページも同じ事業説明資料の中ですが、ふるさと納税推進事業でございます。27 年度は寄付金が急激な伸びを見せたところでありますけれども、ホームページや広報、同窓会や団体などを通し引き続いて周知を進めてまいります。頂戴した寄附金は基金に積み立てる

とともに、これまでに各事業に活かしてまいりましたが、新年度も環境保全、地域福祉、教育の振興などの事業において、引き続き有効に利用させていただくこととしております。ふるさと納税推進事業につきましては、御寄附をいただいた方への記念品代金に 3,000 万円、通信運搬費及び公金支払手数料などに 154 万 3,000 円を計上しております。

つぎに 24 ページでございますけれども、新築住宅借入利息助成事業につきましては、27 年度から地方創生事業として実施しておりますが、新年度の新規申請も、27 年度と同様に、10 件で約 300 万円を見込んでおりまして、移住定住の一助にしていきたいというふうに考えております。

つぎに、44 ページを御覧いただきますと、福祉関連施策については、生涯各期に応じたメニューからさまざまな課題に応じたメニューまで進めておりますけれども、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業は、アベノミクスの成果の均てん化をする観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行うとされております。これを踏まえて、年金生活者等に対して支援臨時給付金が支給されるものでございます。低所得の高齢者や低所得の障害・遺族基礎年金を受給しておられる方に 3 万円を支給するものでございます。

つぎに、87 ページを御覧いただきますと、担い手経営力向上事業につきましては、担い手の農業経営の安定・効率化を図るために、農業経営セミナーや専門家による経営指導など、知識を習得する機会を提供し、経営力の向上を図るものであります。担い手の経営力の向上と新たな人材の掘り起しが必要であると考え取り組むものでございます。

つぎに、88 ページを御覧いただきますと、小規模農家支援事業でございますけれども、地方創生の総合戦略にも挙げておりますけれども、本村の農業をみますと小規模農家が多いのが実態であります。このような中、小規模でも農業生産に意欲を持っていただき、また、所得向上の一助とするべく、農産物直売施設への出荷・販売の実績に対し奨励金を交付するものであります。具体的に申し上げますと、小規模な農業を営まれる方がアスパルへ出荷された場合に交付することを考えております。

つぎに、106 ページを御覧いただきますと、教育総務費での子育て支援事業としておりますが、現に本村の奨学金を受けている方が、大学等を卒業後に日吉津村に帰り、地元就職し、合せて村から通勤される場合に奨学金の返還相当額を助成するものです。なお、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金受給者の場合は、残額を助成することといたしています。

つぎに、121 ページを御覧いただきたいと思っております。ヴィレステひえづは地方創生の中心として、総合戦略にも謳っているところでありますけれども、あらゆる年代にヴィレステひえづを中

心に活動する機会を提供し、また、ボランティアを募ってまいります。また、活動のアドバイスをいただくため、外部講師を呼び講演会を実施する予定にしております。

122 ページでは、ヴィレステひえづを多くの方にご利用いただくように、施設を PR して、ヴィレステひえづで活動を展開するグループ育成につなげたいと考えております。具体的には、外部講師を招いての体験ですとか、グループ作品展による発表の場づくりやヴィレステひえづをご利用いただいております皆様の活動をホームページで御紹介することなどを予定しております。

つぎに、123 ページを御覧いただきますと、本村の社会教育が抱える課題には、中・高生を掴み切れていないという現状があると思います。ヴィレステひえづを拠点として考え、中・高生が村内で集い、活動できる機会を提供し、青少年が地域とつながり、世代を超えて交流する場を作ってまいります。

つぎに、124 ページを御覧いただきますと、趣味や特技、また職業で得た特色ある技術を持つ村民の方にゲストティーチャーとして登録していただき、ヴィレステひえづで展開されるさまざまな事業で講師としてご活動いただくことを目標としています。28 年度には、ゲストティーチャーを取り入れている公民館などの担当者や、ゲストティーチャーを講師として講習会等を開催することとしています。

つぎに、127 ページを御覧いただきますと、郷土のデータベース化事業ですが、これまで、役場など関係機関が作成した資料を収集し保存しようというものでございます。日吉津村の歴史や未来に伝えたい伝統や風習など、記録されているものや、聞き取りしたものを音声データや画像データとして保存し、日吉津村版のデジタルアーカイブを作成することを目標にいたしております。ヴィレステひえづにつきましては、これまで多くの方の御意見をいただいております。今後も、3 つの機能を十分に発揮するためにそれぞれが融合し、有機的な内容となるよう創意工夫してまいります。

つづいて、予算書に戻っていただきまして、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算書の 6 ページと 7 ページを御覧いただきますと、歳入歳出それぞれ 4 億 4,026 万 5,000 円と定めております。前年度と比較しますと 2,852 万 4,000 円、約 6.9 パーセントの増額でございます。保険給付費の合計は、2 億 7,802 万円で前年対比 3,284 万 1,000 円の増でございます。率で申し上げますと 13.4 パーセントの増で見込んでいます。平成 30 年度には、都道府県単位で国民健康保険が一本化されることとなりますが、一本化されれば、本村の被保険者の税額は現在の保険料より高くなることが予測されます。財源の確保と激変を緩和す

る意味からも、議案第 13 号で提案したとおり、国民健康保険税条例の一部改正も併せて上程させていただきます。

つぎに、議案第 22 号の平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計については、4 ページと 5 ページを御覧いただきますと、歳入歳出それぞれ 4,024 万 7,000 円と定めております。前年度と比較しますと 178 万円の増、約 4.6 パーセントの増となっておりますけれども、本会計は、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を主な財源として収入したものを、後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出する仕組みとなっております。

最後に、議案第 23 号の平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村下水道事業特別会計について御説明申し上げます。平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村下水道事業特別会計の 5 ページと 6 ページにかけてでございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 7,283 万 3,000 円と定めております。前年度と比較しますと 3,301 万 3,000 円、約 16.0%の減額であります。処理施設の長寿命化が平成 27 年度で終了しますので、減額としたところであります。

以上、簡単ではありますが、議案第 20 号から 23 号の提案説明とさせていただきます。一般会計につきましては総務課長をもつての補足説明をさせますのでよろしくご審議、承認を賜りますようお願いをし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） そういたしますと、わたしの方から若干、補足説明をさせていただきますと思います。一般会計議案書のまず 10 ページからまいりたいと思います。上段から第 1 款村税、第 1 項村民税、第 1 目個人住民税では、個人、法人とも増収を見込んでおり、2 億 5,067 万 7,000 円で 5,410 万 1,000 円の増となっております。それから次の枠の中ですが、第 2 項固定資産税につきましては、6 億 6,109 万 6,000 円で、3,104 万円の減を見込んでおります。土地と家屋については若干伸びる見込みですが、償却資産は減価が進むため、減額としてみこんでおるところでございます。固定資産税の減額がマイナス要因とはなりますが、個人住民税と法人住民税では、約 5,400 万円の増を見込んでいますので、村税全体では増加するものとして見込んだところでございます。

12 ページ、上段に第 6 款地方消費税交付金につきましては、6,955 万 3,000 円、前年度比で 337 万 1,000 円の減とはなっておりますけれども、補正の方で村長申し上げました通り、算定基準につきましては他の団体と比べますと、本村にとっては有利に働いておるということを考えておるところでございます。同じページの 4 段目の枠になりますけれども、第 9 款の地方交付税について

は、3億5,000万円で1,910万円の増。特別交付税については、27年度と比較しますと、生活保護費が減額になることなどから400万円の減で見込んでいますが、普通交付税については、人口増などを加味して約2,300万円の増として見込んでいます。

同じページが一番下の段の枠をご覧くださいと思いますが、第11款分担金及び負担金につきましては、トータルで9,775万7,000円、前年度対比で2,213万5,000円の減として計上させていただいております。これは保育料の負担金と保育利用者負担金について前年度実績を勘案したものでございます。つづいて14ページ、第12款使用料及び手数料、第2項手数料、第3目衛生手数料では、1,616万6,000円で前年度対比1,029万8,000円の増となっておりますが、これまで、事業所から出たゴミの収集については、収集業者が直接、米子市クリーンセンターへ支払っていましたが、新年度からは村が事業者から納付していただき、村が米子市クリーンセンターへ支払うというシステムになるために計上するものでございます。

20ページ、2段目の枠第16款寄附金、第1項寄附金、第2目総務寄附金では、6,000万円増の7,000万円を計上しております。これは村づくり事業に対する指定寄付金でございまして、27年度の実績を基に計上しております。3段目の枠第17款繰入金では財政調整基金繰入金として7,878万2,000円を計上させていただいておりますが、前年度対比で3,680万6,000円の増となっております。

23ページ、一番最後の枠でございと思いますが、第20款村債、第1項村債、第1目村債では、2億4,210万円を計上しておりますが、公共用地先行取得等事業債2億4,000万円、道路事業債210万円となっております。また、同項第2目臨時財政対策債として9,800万円を計上させていただいておりますが、対前年度比で2,600万円の減となっております。

つぎに歳出について御説明申し上げます。28ページをご覧ください。一番下の枠、第1款総務費、第1項総務管理費、第4目財産管理費の総額は、前年度比で1億33万8,000円増の2億9,019万9,000円となっておりますが、これは、29ページ下から5段目に計上しておりますが財産購入費2億5,200万円が主な要因となっております。

31ページ上の枠の中段、第5目企画費の負担金補助及び交付金では工場立地促進補助金として2,200万円を計上しております。これ村長が先ほど申し上げましたとおり、王子製紙の新ライン建設に対し、鳥取県及び米子市と共に補助してまいりましたが、2年目となります。固定資産の2分の1を補助金として交付するものです。同じく、負担金補助及び交付金の6段下に、単年度で申し上げますと300万円ということになりますが、2年目になりましたので新築住宅資金借入助

成事業として、600万円を計上したということでございます。それからこれ3年間の要件としておりますので、中身といたしましては借入利息の残高の1パーセントを助成するものでございます。

つづいて36ページをご覧いただきたいと思います。一番下の枠で、第3款民生費、第2項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきましては総額で2億2,931万6,000円、前年度比1,576万円の増額となっておりますが、39ページ一番上の段に臨時福祉給付金が前年度比で763万5,000円増の1,063万5,000円、また、下から8段目の国保特別会計の繰出金が4,615万6,000円でございますけれども、これは706万7,000円増ということになりましたので、このあたりが増額になった主な要因となっております。40ページをご覧ください。中段の委託料の中に載せております、介護予防・生活支援事業委託料として2,358万7,000円を計上しておりますが、引き続き、介護保険を支える事業として進めてまいりたいということでございます。また、負担金補助及び交付金では、下から3段目の6,192万3,000円、42ページご覧いただきたいと思います。42ページでこれ下から4段目の中で、1億1,400万9,000円、その下に扶助費として、児童手当給付6,144万円、このあたりが主な要因となっております。43ページではですね、保育所費を載せておるわけでございますけれども、1億2,130万7,000円、対前年度比で922万3,000円の増となっております。47ページ中段で生活保護扶助費を上げておりますけれども、前年度と比べて488万9,000円の減で1,313万3,000円となっております。これは対象人数が減ったことが大きな要因となっております。

48ページ下から8行目、予防接種委託料としておりますけれども、これもさまざまな接種を実施しまして、健康寿命を伸ばしていこうと、一つのねらいでございます。49ページ下から6行目にございますけれども、新年度も引き続き住宅用太陽光の発電システムの補助金を400万円を計上したところでございます。28年度も10件を見込んでおります。

50ページ上から5行目でございますが、ここにも各種検診委託料に769万7,000円、その3行下、負担金補助及び交付金では、後期高齢者広域連合負担金として3,792万6,000円を計上しております。

51ページ下から2行目になりますが、第2項清掃費、項塵芥処理費の中で負担金として、2,647万円を計上しておりますが、これは、クリーンセンターへの負担金でございます。

53ページの上から3行目に、農業振興費の中で818万8,000円を計上しておりますが、関係機関からの職員派遣を考えているところでございます。また、同じページの中では、委託料として

チューリップ栽培委託料経常しております。これも引き続き委託して、マラソンの時期にあわせて栽培していただくということを考えております。それから同じ 53 ページ最後の負担金補助及び交付金の中では、転作団地加算金、経営所得安定対策推進事業補助金、青年就農給付金このあたりについても、引続いて支援していくということでございます。つぎに 57 ページにとんでいただきますと、商工費の主なものとしては 510 万 3,000 円引続いて小口融資の関係でも貸付金として計上しております。

58 ページ上から 6 行目、第 7 款土木費、第 1 項道路橋梁費、第 1 目道路維持費の委託料には、除雪委託料として 175 万 2,000 円、その下 2 つには、村道植栽管理委託料として 427 万円、村道橋梁点検補修設計業務委託料として 800 万円、その下 3 行目、工事請負費では、村道古屋敷線橋梁補修工事に 520 万円、村道にかかる交通施設・側溝補修工事として 124 万円、村道 5 号線側溝蓋かけ工事 500 万円このあたりが工事費の主なものでございます。

つづきまして、60 ページをご覧くださいと思います。60 ページの土木費、都市計画費、公共下水道では 7,121 万 8,000 円計上しております、前年度対比では約 8.3 パーセントの減というところでございます。

61 ページ、第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 1 目非常備消防費の負担金補助及び交付金に 3 ヶ所の水道消火栓工事の負担金として総額で 420 万円を計上しておるということでございます。

64 ページにとんでいただきまして、教育費の教育総務費の中の中段あたりになりますけれども、県 35 人学級加配教員負担金として、引き続ききめ細かな学級経営、学校経営を目指そうということでございます。

70 ページから 72 ページにかけましてですけれども、社会教育費の関係でございますけれども、村長が先ほど説明申し上げました、ヴィレステひえづ拠点事業、中・高校生自主サークル活動支援事業、グループ支援事業、ゲストティーチャー登録事業、郷土のデータベース化事業などにかかる経費がこの中に入っております。

72 ページ から 73 ページにかけましては、図書館費を計上しておりますけれども、1,652 万 4,000 円を計上しております、引き続き図書の年次購入を含め、図書の村民に愛される図書館を目指していこうということでございます。

ざっぱではございますが、以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 23 議案第 24 号 から 日程第 25 議案第 26 号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第 23 から日程第 25 まで、3 件につきましては、協議に関する議案でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 23、議案第 24 号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について、日程第 24、議案第 25 号鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約に関する協議について、日程第 25、議案第 26 号鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について以上 3 件についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 24 号から議案 26 号までの提案理由の説明を申し上げます。最初に議案第 24 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についてでございます。

さきほど、議案 9 号では日吉津村行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案させていただいたところですが、行政不服審査法が全部改正されまして、改正後の行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、第三者機関の設置が必要となっております。しかしながら、不服申し立ての件数の少ない市町村にとって、第三者機関を設置・運営していくことは経費的に負担が大きくなりますので、鳥取県と県内の市町村が共同設置することにより負担軽減を図ることとし、鳥取県と一部の市と 15 の町村が一緒になって、共同設置することによって負担軽減をはかるものであります。その規約に関する協議を進めるものであります。

つづいて議案第 25 号鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約の締結に関する協議についてでございます。その提案理由は、本年度、鳥取県と県内市町村で、これも一部市町でぬけるところがありますけれども、鳥取県と県内の市町村で情報処理や情報通信業務の広域連携を図るために協議を進めてまいりました。共同化を図ることにより、経費の削減やシステム運用上の安全性の確保、そして人材育成を進めることとしています。この取り組みは、県及び県内全市町村による連携協約締結は、全国初の取り組みになるわけでございます。本年度は、人口減少社会に対応す

る行政体制の維持・事務の効率化を目指し、これまで延べ約 30 回におよぶ各種会議を開催してまいりましたが、協議の結果、平成 28 年度内に行政イントラシステム及び電子申請システムを共同運用することといたしております。

なお、現在、小中学校で活用する学校業務支援システムの共同運用や、県が新たに構築を目指す鳥取県自治体情報セキュリティクラウドなどについても平行して協議しております。共同化の流れは今後、加速することが見込まれるところでございます。以上が議案第 25 号であります。

最後に議案第 26 号でありますけれども、これは鳥取県西部町村就学指導推進委員会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についての提案でございます。

中央教育審議会初等中等教育分科会で報告された共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を踏まえ、学校教育法施行令が一部改正されました。これに伴い、施行令改正の趣旨に沿って本協議会の名称及び字句の修正を行うものでございまして、以上、一括議題となりました議案第 24 号から議案第 26 号までの協議に関する議案 3 件についての提案概要の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、次回の本会議は明日 3 月 4 日午前 9 時より、議案質疑を行いますので、ご参集下さい。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 37 分 散会
